



令和5年9月30日

お客様各位

大阪ゴルフクラブ

インボイス制度施行に伴う領収書について

10月1日からのインボイス制度施行にあたり、施工後の領収証(適格請求書)の取扱については、以下のとおりとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

① 手書領収書について

原則、手書きの領収証(適格請求書)は発行いたしかねます。機械印字の「精算書・領収証」のみの発行をさせていただきます。

② 割勘精算について

割勘の精算では、インボイス制度に対する領収証(適格請求書)を発行できませんので、お受けいたしかねます。

③ 領収証の合算(取り纏め)について

複数の領収証を1枚に合算した領収証は、発行いたしかねます。

④ 領収証等の再発行について

精算書・領収証の再発行はいたしかねます。紛失なさいませんよう大切に保管してください。